

社会保険労務士様向け勉強会のご案内

30名限定
1社2名まで

従業員との合意書 誓約書と 就業規則の最低基準効

～具体的な事例をもとに弁護士が解説～

入社時から退職時まで、各企業においては、就業規則の他に、従業員と個別の合意書、誓約書等を交わすことは多く見られます。しかし、例えば、入社時の秘密保持の合意書が就業規則の規定と異なる場合や、就業規則に定められていない内容がある場合、あるいは退職後の義務として競業避止を義務づける合意を取り付ける場合に、果たして法的効力が認められるのか、厳密には悩ましい限界事例が散見されます。民法と労働法が重なり交錯する諸問題について、検討を深める機会とさせていただきます。

日時

9月14日(木)
15:00～17:00
受付開始：14:30より

料金

無料

会場

アットビジネス
センター大阪本町
大阪府中央区安土町2丁目3-13
17階1701号室

セミナーのお申込みは下記を記載のうえ、FAXでご送信下さい。FAX：06-4708-6203

貴事務所名		参加者名	参加人数： 名
メールアドレス	@		
ご住所		電話番号	

主催

〒541-0053 大阪府中央区本町2丁目3番8号 三甲大阪本町ビル10階
TEL：06-4708-6202 担当：谷川・徳田



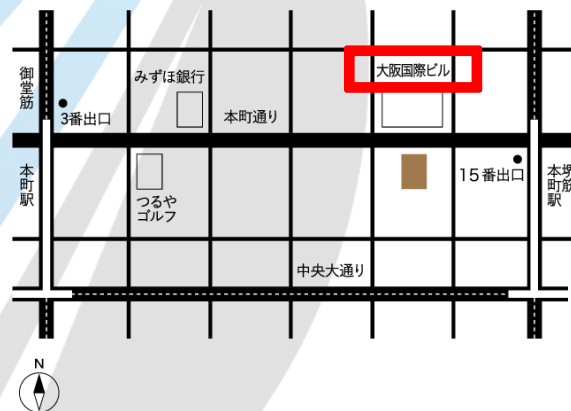
- ◆ 就業規則の最低基準効が問題となる場面
- ◆ 従業員から取り付ける合意書、誓約書の限界事例
- ◆ 入社時から退社時までの書式例

※時間の都合により取り上げられない場合もございます。

開催要項

申込締切
9月12日(火)

- 開催日：2023年9月14日(木) 15:00～17:00
- 会場：アットビジネスセンター大阪本町（大阪国際ビル）
17階1701号室
- 受付開始：14:30より
- 住所：〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
- 受講料：無料
- 講師：グロース法律事務所 谷川・徳田



講師紹介



【学歴】
立命館大学法学部卒業
立命館大学大学院法学研究科博士前期課程修了
司法修習 54期（平成13年10月弁護士登録）
【役職等】
経営革新等支援機関
認定事業再生士（CTP）・認定ハラスメント相談員（一般財団法人日本ハラスメントカウンセラー協会）
【所属団体】
一般社団法人日本ターンアラウンド・マネジメント協会
経営法曹会議・吹田商工会議所
【講演歴】
中小企業金融円滑化法の期限切れに向けて企業が取るべき対応策(H24.9.12大阪弁護士会) 等多数
【公職】
吹田市開発審査会・建築審査会 委員

グロース法律事務所
弁護士 谷川 安徳



【学歴】
同志社大学文学部卒業
立命館大学法科大学院修了
司法修習 63期（平成22年12月弁護士登録）
【所属団体】
一般社団法人 大阪青年会議所
【講演歴】
・必ず役に立つ相続・後見セミナー
・労務トラブルでの証拠の残し方
・社会福祉法人の理事長・理事・幹部様向け人事労務セミナー
・債権回収において知っておくべき3つのポイント
・いざという時からは間に合わない？債権回収時に「必ず」知っておくべき事項～
・社会保険労務士様向けハラスメント対策実務勉強会
・社会福祉法人向け実務セミナー～介護・保育事故の実務～
・業務委託契約書の重要チェックポイント 等多数

グロース法律事務所
弁護士 徳田 聖也

メールマガジンのご案内

弊所では、企業経営で必要となる情報や、弊所セミナーの開催情報を、定期的にメールマガジンで配信しております。会社経営において、法的リスクから守り、経営を盤石にする視点でお送りをさせていただいております。右記のQRコードよりご登録をいただき、御社の健全な事業活動の発展にお役立ていただけますと幸いです。

